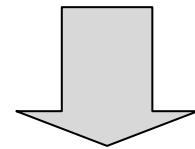


景観計画区域内行為 景観形成基準チェックリスト

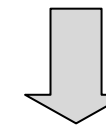
【まちなみ景観区域】

茨木市景観計画における行為地の位置付けの確認		景観要素のチェック	周辺景観の特徴・状況	計画・設計への反映
茨木市の景観形成の目標	周辺景観を構成する景観特性や要素を十分に読み取り、それらを活かした、又は調和した計画とする。	市街地景観 住宅地景観 商業地景観 工業地景観 眺望景観 歴史景観 沿道景観 シンボリック景観()		



・あてはまるものにレ印をいれてください
 ・景観要素については茨木市景観計画第4章茨木市の景観形成の目標(P18-)を参照してください。
 ・周辺景観の特徴、状況を具体的に記入してください。
 ・周辺景観の特徴、状況を踏まえ、本計画・設計に当たって考慮したことを具体的に記入してください。

対象	事項	景観形成基準	チェック	配慮事項	協議事項			
1 建築物	1)配置、規模、高さ	良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。		ベースカラー() アクセントカラー(m ² /)				
		道路の境界線からできる限り後退した配置とする。						
		国道171号線や安威川等、北部への眺望が開けた市街地では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。						
		丘陵地の住宅地では、北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。						
	2)形態、意匠	(1)建築物本体	良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 中高層建築物等では、分節や外壁に変化をつけることで、圧迫感や単調さを軽減させる。					
		(2)付帯施設	屋上に付帯する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。					
		3)色彩	ベースカラーは落ち着いた感じられる色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図2)に適合させ、周辺の景観と調和させる。					
			ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。(ソーラーパネルを含む。)					
			アクセントカラーは各立面の1/20以下とする。					
		4)素材	周辺の景観に配慮し、地域の特性にあった素材を使用する。					
	反射光のある素材は使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。							
	5)光源等	外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。						
	6)緑化、外構	行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。						
		塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。						
						協議事項がある場合は、検討結果及び具体的な手法について、協議結果・回答欄に記入してください。		
						協議結果・回答		



	事項	景観形成基準	チェック	配慮事項
2 工作物	1)配置、規模、高さ	良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。		ベースカラー（ アクセントカラー（ m ² / ）
		道路の境界線からできる限り後退した配置とする。		
		国道171号線や安威川等、北部への眺望が開けた市街地では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。		
		丘陵地の住宅では、北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。		
	2)形態、意匠	良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで目立たないように配慮する。		
	3)色彩	ベースカラーは落ち着いた感じられる色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。		
		ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合は上記の限りでない。（ソーラーパネルを含む。）		
アクセントカラーは、各立面の1/20以下とする。				
4)素材	周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。			
	反射光のある素材は使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。			
5)光源等	外観に光源等を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。			
6)緑化、外構	行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。			
	塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。			
3 開発行為	方法	できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないように配慮する。		
		のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。		
		擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。		
		塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。		
4 土地の形質の変更	方法	塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。		
		できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なり面又は擁壁が生じないようにする。		
		のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。		
		擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。		
		原則として、行為地周囲の緑化を行う。		
5 物件の堆積	方法	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。		
		高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。		
		行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路からの遮へいを行う。		
		塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。		

協議事項

↓

協議事項がある場合は、検討結果及び具体的な手法について、協議結果・回答欄に記入してください。

協議結果・回答

（記入方法）

- ・各景観形成基準の項目に対して、配慮できているかどうかを確認し、チェック欄の にレ点を入れてください。また配慮事項について各事項に関して景観上配慮した、または工夫したことについて具体的に記入してください。
- ・色彩についてはマンセル値で記入してください。アクセントカラーについては使用面積と立面に対する割合を記入してください。

協議事項、協議結果・回答欄は提出後使用しますので記入しないでください。